

2020年(令和2年)2月25日

福岡県警察本部長 福田正信 殿

大阪弁護士会

会長 今川 忠

## 勸告書

申立人X氏(以下「申立人」という。)から本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

### 第1 勸告の趣旨

被疑者からDNA型鑑定資料を令状によらずに任意に採取する場合には、同資料が原則として令状に基づいて採取されるべきである点に鑑みて、採取の意味、利用・保存方法等の説明を書面により十分に行い、書面による承諾を得ることを勸告する。

### 第2 勸告の理由

#### 1 認定した事実

福岡県警察博多警察署の警察官は、2016年(平成28)年4月15日頃、傷害被疑事件の被疑者として申立人(逮捕・勾留はされていない。)を取り調べていたところ、令状によらず、また、書面による事前説明及びそれに対する申立人の書面による承諾もなく、申立人の口腔内細胞を剥離し、そのDNA型鑑定資料(以下単に「DNA」ということがある。)を採取した。

#### 2 本会の判断

- (1) 捜査機関によるDNA採取の許容性、及び犯罪捜査の過程で保有されたDNA型記録の抹消について

ア 日弁連は、警察におけるDNA採取に関する人権救済申立事件について、警察庁長官及び静岡県警察本部長に対する勧告（平成29年4月20日付け日弁連総第2号）（以下「日弁連勧告」という。）を行っている。

そして、日弁連勧告では、DNA型情報が「究極の統一的・総合的な個人情報」であることに鑑みて、以下の趣旨の意見が述べられている。

- ① 具体的な捜査にDNAの採取が必要でないにもかかわらず、データベース化それ自体ないしはデータベースの充実のためにDNAを採取することは、任意であっても許されない。
- ② また、DNA採取の必要性が認められる場合でも、被疑者からのDNAの採取は原則として令状によるべきであり、任意の採取は、被採取者に対し、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、被採取者がDNA採取の意味を十分に理解した上で、書面によりその承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。
- ③ DNA採取手続きに令状主義の精神を没却するような人権侵害が認められる場合においては、警察においてそのような違法な手続きによって収集したDNA型情報を保管する正当性は認められず、速やかに抹消すべきである。

イ 以上の理は、本件にもあてはまる。そのため、以下では、本件において、DNA採取の必要性が認められるといえるか、必要性があったとしても、採取にかかる承諾経過に（令状主義の精神を没却するような）人権侵害性がないかどうかについて検討する。

## (2) 本件の判断

ア 具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取が必要であったか

申立人によれば、福岡市博多区内の飲食店において、店長及びオーナーに暴行を加え、傷害を負わせたとされる被疑事件であったところ、当初、当該被疑事実を認めていたという。そうすると、そもそも当該被疑事実の捜査のためにDNAを採取する必要性があっ

たといえるか疑問が残る。

ただ、前記の認定事実のみからは、具体的な余罪捜査におけるDNA採取の必要性の有無などは明らかではなく、具体的な捜査にDNA採取の必要性がないとまで断定することはできない。

#### イ 申立人のDNA採取に対する承諾経過の人権侵害性

しかし、仮に具体的な捜査のためにDNAの採取が必要であったとしても、上記のとおり、任意の採取は、被採取者に対し、書面により、採取の意味、利用方法等の説明を十分に行い、被採取者がDNA型鑑定資料採取の意味を十分に理解した上で、書面による承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。

これを本件について見ると、上記認定事実のとおり、担当警察官は、書面による説明を実施して申立人にDNA採取の意味等を理解させることはなかった。その結果、申立人は、DNA採取に応じざるを得なかったといえる。

したがって、前述のとおり申立人に対し書面による説明及びこれに基づく申立人の書面による承諾のない担当警察官によるDNAの採取手続は、事実上の強制採取であり、申立人の自由意思やプライバシー権を侵害し、令状主義の精神を没却するような人権侵害が認められる。

### 第3 結論

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上

2020年(令和2年)2月25日

警察庁長官 松本光弘 殿

大阪弁護士会  
会長 今川 忠

## 勸告書

申立人X氏(以下「申立人」という。)から本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勸告します。

### 第1 勸告の趣旨

次のとおり、勸告する。

- 1 被疑者からDNA型鑑定資料を令状によらずに任意に採取する場合には、同資料が原則として令状に基づいて採取されるべきである点に鑑みて、採取の意味、利用・保存方法等の説明を書面により十分に行い、書面による承諾を得ることにつき、警視庁及び各道府県警察本部長宛てに通達を行うこと。
- 2 福岡県警察本部によって採取された申立人のDNA型記録のデータを警察庁DNA型データベースから抹消・廃棄すること。

### 第2 勸告の理由

#### 1 認定した事実

福岡県警察博多警察署の警察官は、2016年(平成28年)4月15日頃、傷害被疑事件の被疑者として申立人(逮捕・勾留はされていない。)を取り調べていたところ、令状によらず、また、書面による事前説明及びそれに対する申立人の書面による承諾もなく、申立人の口腔内細胞を剥離し、そのDNA型鑑定資料(以下単に「DNA」ということがある。)を採取した。

## 2 本会の判断

### (1) 捜査機関によるDNA採取の許容性、及び犯罪捜査の過程で保有されたDNA型記録の抹消について

ア 日弁連は、警察におけるDNA採取に関する人権救済申立事件について、警察庁長官及び静岡県警察本部長に対する勧告（平成29年4月20日付け日弁連総第2号）（以下「日弁連勧告」という。）を行っている。

そして、日弁連勧告では、DNA型情報が「究極の統一的・総合的な個人情報」であることに鑑みて、以下の趣旨の意見が述べられている。

- ① 具体的な捜査にDNAの採取が必要でないにもかかわらず、データベース化それ自体ないしはデータベースの充実のためにDNAを採取することは、任意であっても許されない。
- ② また、DNA採取の必要性が認められる場合でも、被疑者からのDNAの採取は原則として令状によるべきであり、任意の採取は、被採取者に対し、採取の意味、利用・保存方法などの説明を書面により十分に行い、被採取者がDNA採取の意味を十分に理解した上で、書面によりその承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。
- ③ DNA採取手続きに令状主義の精神を没却するような人権侵害が認められる場合においては、警察においてそのような違法な手続きによって収集したDNA型情報を保管する正当性は認められず、速やかに抹消すべきである。

イ 以上の理は、本件にもあてはまる。そのため、以下では、本件において、DNA採取の必要性が認められるといえるか、必要性があったとしても、採取にかかる承諾経過に（令状主義の精神を没却するような）人権侵害性がないかどうかについて検討する。

### (2) 本件の判断

ア 具体的な捜査にDNA型鑑定資料の採取が必要であったか  
申立人によれば、福岡市博多区内の飲食店において、店長及びオ

一ナーに暴行を加え、傷害を負わせたとされる被疑事件であったところ、当初、当該被疑事実を認めていたという。そうすると、そもそも当該被疑事実の捜査のためにDNAを採取する必要性があったといえるか疑問が残る。

ただ、前記の認定事実のみからは、具体的な余罪捜査におけるDNA採取の必要性の有無などは明らかではなく、具体的な捜査にDNA採取の必要性がないとまで断定することはできない。

#### イ 申立人のDNA採取に対する承諾経過の人権侵害性

しかし、仮に具体的な捜査のためにDNAの採取が必要であったとしても、上記のとおり、任意の採取は、被採取者に対し、書面により、採取の意味、利用方法等の説明を十分に行い、被採取者がDNA型鑑定資料採取の意味を十分に理解した上で、書面による承諾が得られた場合にのみ例外的に許されるというべきである。

これを本件について見ると、上記認定事実のとおり、担当警察官は、書面による説明を実施して申立人にDNA採取の意味等を理解させることはなかった。その結果、申立人は、DNA採取の意味等を十分に理解しないまま、DNA採取に応じざるを得なかったといえる。

したがって、前述のとおり申立人に対し書面による説明及びこれに基づく申立人の書面による承諾のない担当警察官によるDNAの採取手続は、事実上の強制採取であり、申立人の自由意思やプライバシー権を侵害し、令状主義の精神を没却するような人権侵害が認められる。

#### ウ 申立人のDNA型情報の抹消

以上のとおり、福岡県警警察官が申立人からDNAを採取した手続は、令状主義の精神を没却するような人権侵害であることから、申立人から採取したDNA型情報は、違法な捜査によって収集されたものであるということになり、それを警察がデータベースに登録して保管することは適正手続の保障（憲法31条）に反し、正当性を有しないというべきである。

また、このまま同データベースに申立人のDNA型情報が保管されたままとなれば、そのプライバシー権侵害は解消されないこととなる。

したがって、本件において申立人から採取・登録されたDNA型情報は、データベースから抹消・廃棄されるべきである。

### 第3 結論

よって、勧告の趣旨記載のとおり勧告する。

以 上